

第25回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成17年2月17日開会

平成17年2月17日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第25回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月17日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
吉岡管理者	5
質疑	19
採決	39
規則議案、採決	41
閉会のあいさつ	42
元木議長	42
吉岡管理者	42

巻末掲載文書

議案の提出について	44
規則議案の提出について	45
議決一覧表	47

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第1号

第25回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成17年2月17日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成17年2月10日

高知県・高知市病院組合管理者 吉岡 諄一



議 員 席 次

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千鶴子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光二郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

第25回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成17年2月17日（木曜日） 会議第1日

出席議員

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	7番	坂 本 茂 雄 君
8番	下 本 文 雄 君	9番	高 野 光二郎 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

欠席議員

6番	小 崎 千鶴子 君	10番	武 内 則 男 君
----	-----------	-----	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	吉 岡 諄 一 君
出 納 長	植 田 紹 春 君
監 査 委 員	川 添 裕 一 郎 君
理事（院長予定者） 兼 病 院 統 括 監	瀬 戸 山 元 一 君
高 知 中 央 病 院 長	堀 見 忠 司 君
高 知 市 民 病 院 長	大 脇 嶺 君
事 務 局 長 兼 事 務 局 次 長	吉 岡 和 夫 君
事 務 局 次 長 兼 局 設 置 準 備 部 長	沖 一 君
参 事	福 田 充 宏 君
参 事（看護担当）	林 吉 子 君
参 事（看護局準備担当） 兼 看 護 課 長	梶 本 市 子 君
移 行 統 括 部 長	長 瀬 順 一 君

議会事務局職員出席者

書 記 檜 谷 誠 人 君
書 記 谷 内 康 洋 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成17年 2 月17日 (木曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算

議第 2 号 平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 3 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例議案

議第 4 号 高知県・高知市病院企業団の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案

議第 5 号 高知県・高知市病院組合公告式条例の一部を改正する条例議案

議第 6 号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案

議第 7 号 高知県・高知市病院組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案

議第 8 号 高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

議第 9 号 高知県・高知市病院組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案

議第10号 高知県・高知市病院組合管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

議第11号 高知県・高知市病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

議第12号 高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案

議第13号 高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案

第 4

議発議第 1 号 高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則議案



午前10時00分 開会 開議

○議長（元木益樹君） ただいまから平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（元木益樹君） 御報告いたします。

6番小崎議員、10番武内議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

なお、13番樋口議員から、おくれるとの連絡がっております。



会議録署名議員の指名

○議長（元木益樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

4番 岡村 康良 議員

12番 西森 潮三 議員

14番 牧 義信 議員

をお願いいたします。



会期の決定

○議長（元木益樹君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(元木益樹君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長(元木益樹君) 日程第3、議第1号平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から議第13号高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案まで、以上13件を議事の都合上一括議題といたします。

(提出書 巻末44ページに掲載)

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

吉岡管理者。

○管理者(吉岡諄一君) 本日、議員の皆様方に御出席をいただきまして、平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

高知医療センターの開院式につきましては、議員の皆様を初め関係各位の御出席のもと、隣接をいたします「ドナルド・マクドナルド・ハウスこうち」とともに、盛況のうちに終えることができました。改めて厚く感謝を申し上げたいと存じます。

いよいよ3月1日には、外来も含めフルオープンを迎えることとなりますが、まずあす18日に本部事務局が移転をいたしまして、26日にはいよいよ両病院の入院患者さんに医療センターに移っていただきますが、その際絶対に事故等が発生しないよう最大限の配慮を行うとともに、移送中に患者さんの健康に変化があった場合にも十分対応できますように、2月25日、移送日の前日の段階で救命救急センターを立ち上げるなど、万全の体制で臨むことといたしておるところでございます。

また、統合情報システムを初めいたします新病院の運営につきましても、これまで積み重ねてまいりました検討や両病院の一体運営、5回に及ぶ総合リハーサルの実施などにより、万全の状態を開院を迎える準備を整えることができました。

医療センターを池地区に立地するに当たりまして意見のごございました交通アクセスにつきましても、バス2社を初め関係の皆様方の御協力により、一定の公共交通が確保されることになりました。患者さん用の駐車場の整備と相まって、交通面でも一定の成果の上に開院の日を迎えることができたと考えておるところでございます。

こうしていよいよ3月1日の開院日を迎えることになりました。医療センターに対する県民、市民の皆様が寄せる期待の大きさや、今後の高知県の医療の質的向上に果たす医療センターの役割と使命を考えますと身が引き締まる思いではありますが、県民、市民の皆様

が安心して利用でき、しかも質の高い医療が提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

一方、PFI事業において課題となっておりました地元雇用や機器の調達等など地域社会経済への貢献につきましても、高知医療ピーエフアイの御努力のもと、当初目標を達成することができたのではないかと考えております。

なお、これらにつきましては、現在取りまとめ作業を行っておりますので、整理が整い次第改めて御報告を申し上げたいと考えておるところでございます。

それでは、今回提案をいたしました議案につきまして、お手元にお配りしておりますが、その大要を御説明いたします。

まず、予算案は、平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算と平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算の2件となっております。

実質的な開院初年度の予算になります平成17年度の病院事業会計予算は、収益的予算につきましては、収入合計で148億8,000万円余り、支出合計で170億800万円余りを計上いたし、資本的予算につきましては、収入合計で1億5,000万円余り、支出合計で1億9,000万円余りを計上いたしております。

次に、平成16年度の病院事業会計補正予算は、収益的予算につきましては、職員給与費の増額など収入合計で80万円余り、支出合計で700万円余りを増額し、資本的予算につきましては、医療機器等取得費の減額など、収入、支出とも10億3,000万円余りを減額しようとするものでございます。

条例議案につきましては、企業団への移行に伴い組織の名称が企業団になることや、職員が企業職員になること、開院に伴う関係規定の整備等により、現在の組合条例のすべてについて整備を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○移行統括部長（長瀬順一君） まず、冒頭にお断りを申し上げます。

本日お手元にお配りをしました予算議案書、ホッチキスどめになってございます。なぜかといいますと、議案書を一部訂正をいたしました。訂正をしなければならなかった理由は、17年度に構成団体の負担金として計上いたしました退職引当金7億円の計上箇所を変更したためでございます。当初にお配りをいたしました議案書では、この7億円を4条の資本的予算のところに計上いたしておりました。これは3条の予算——収益的予算が、当該年度の企業の活動に伴い発生が予想される収益と費用というものを示すものであるということから、引当金という負担金の性格上、医療活動に伴う収益と言いがたいという考えのもとで4条予算に計上いたしておりました。しかしながら、計上は適切ではないということが判明いたしましたので、4条予算ではなく3条予算に計上いたしました結果、計上箇所の変更により訂正に至ったものでございます。場所を訂正し、差しかえてホッチキスどめとなっております。この場でおわびを申し上げます。

それではまず、平成17年度当初予算議案について御説明を申し上げます。

議案及び説明書の説明に先立ちまして、お配りをしてございます予算総括表で概要を説明をさせていただきます。3枚つづりのペーパーがございます。

初めに、収益的収支予算について御説明を申し上げます。

まず、収入のうち医業収益でございますが、入院収益、外来収益及び室料差額収益などのその他医業収益から成り立っております。合計で114億8,610万4,000円を見込んでおります。

このうち入院収益は、1日平均の患者数を531人、病床利用率で言いますと81.2%、診療単価を4万4,835円と設定をいたしまして、86億8,950万円を見込んでおります。この単価等につきましては、平成15年決算の数値の平均単価、両病院の平均単価を採用をいたしております。

また、外来収益は、1日の平均患者数を1,070人、診療単価を9,000円と設定をいたしております。23億5,930万円を見込んでおります。平均患者数も両病院の15年実績の82%程度に抑えたものでございます。

医業外収益は、高度医療などに対します構成団体からの負担金、救命救急センターの運営に關します補助金、それから公舎の使用料、その他の医業外収益から成っております。合計で33億9,901万9,000円を見込んでおります。

このうち構成団体からの負担金31億6,204万3,000円を計上しております。その内訳を2ページに載せております。2ページの右の方の予算額の最後のところ、合計として32億円余りとなっておりますのは、資本的収支予算への負担金7,100万円余が含まれているためでございます。この中で特に、項目の中に(9)の③退職給与金、下から2つ目のところでございますけれども、退職手当相当額——これは、2月28日付で県庁を退職して、3月1日で採用をいたします県市の割愛職員の県市の在職期間に係ります退職手当相当額——を県市構成団体に負担してもらおうものでございまして、総額としては49億円余りとなります。これを今後10年間の間に計画的に負担してもらおうとしてございまして、17年度は7億円を受け入れるものでございます。冒頭にお断りしました7億円がこれでございます。

1ページに戻っていただきまして、特別損益は過年度損益修正益でございまして、収入の合計では148億8,862万3,000円を見込んでおります。

次に、支出に移りまして、医業費用でございますが、主な内容等は括弧書きの中に記載をいたしております。給与費、材料費、経費などから成っております。合計で158億5,735万円を見込んでおります。

医業費用のうち給与費は、プロパーの職員700人分、それと研修医、専修医の80人分、臨時職員32名分を計上しております。それと、先ほども申しました退職手当7億円も計上しまして、合計で74億1,993万円を見込んでおります。

材料費は、PFIの事業契約によりまして、医業収益の23.4%を計上しております。

経費は、P F I 事業契約委託料26億6,426万9,000円を含んでおります。これは、当初契約しましたものとほぼ同額、1,000万円ほど安い金額ではあります。それから、病院組合業務システム保守管理委託料2億6,607万円のほか、縣市派遣職員21人分の人件費相当額1億4,472万7,000円など、全体で35億3,576万8,000円を見込んでおります。

減価償却費につきましては、病院本館施設や新規購入をいたしました医療機器などの減価償却費が17年度より始まりますため、21億円余りと多額となっております。

医業外費用は、企業債利息や病院本館施設還付金などの償還利息、議会・監査委員費などから成っております、合計で11億1,639万1,000円を見込んでおります。

特別損失は、保険の査定減などによります過年度損益修正損でございます。

以上の支出の計は、予備費を合わせまして170億874万1,000円を見込んでおります。

当該年度の損益は、表の下から2行目でございますが、21億2,011万8,000円の損失となります。費用のうち現金支出の必要のない減価償却費と繰延勘定を除きます資金収支では、7億9,695万6,000円の資金余裕が生じる見込みとなっております。この資金余裕の中には7億円の退職引当金が入った金額でございます。

続きまして、右側の2資本的収支予算について御説明を申し上げます。

収入の企業債は、医療機器の購入のために借り入れるものでございます。

負担金の建設改良費負担金、これは医療機器の購入費から企業債で買うものを除きました分の2分の1相当額、300万円程度でございますが、あと企業債元金の償還金の3分の2相当額、6,500万円余でございますが、に対しますものでございます。

以上を合わせまして、収入の計は1億5,509万4,000円となっております。

次に、支出でございますが、建設改良費の医療機器整備事業費は、薬事法によります医療機器の販売承認がおくれたことなどもありまして、平成16年度に購入できなかった機器を購入するものでございます。

企業債等償還金は、平成15年度に借り入れております情報システムに关します企業債の元金償還でございます。

以上、支出の計は1億9,228万4,000円となっております。差し引き3,719万円の資金不足が生じることになります。これは、左側の収益的予算で生じた留保資金、左の表の資金収支の7億9,695万6,000円の中から充てることとしております。

以上が平成17年度当初予算の概要でございます。

それでは、予算議案及び議案説明書に沿って説明をさせていただきます。

お手元の①予算議案及び予算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

1条から5条までは、今総括表により御説明をさせていただいたことと重複をいたしませんので、省略をさせていただきます。

2ページに移りまして、第6条の一時借入金の限度額、これは20億円と定めております。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用といたしましては、収益的支出における医

業費用、医業外費用相互間の流用が行えるように定めております。従前と変わりはございません。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費と交際費と定めてあります。これも従来どおりでございます。

第9条のたな卸資産購入限度額、これは材料費の予算額と同額の26億8,774万9,000円と定めております。

第10条の重要な資産の取得につきましては、医療器械備品としまして医療器械の一式の取得を予定をいたしております。

4ページから5ページの実施計画もそこにありますが、これも総括表のところで説明させていただきましたことと重複をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

資金計画でございます。17年度中の資金の動きをまとめたものでございます。受入資金は、事業収益や企業債、構成団体からの負担金、前年度の未収金などによりまして177億5,051万4,000円を予定をしております。

支払資金は、事業費用や建設改良費、それから企業債の償還、それから前年度の未払金などによりまして176億5,237万1,000円を予定をしております。差引欄の差額4,814万3,000円につきましては、翌年度に繰り越されることとなります。

7ページ以降が給与の明細書でございます。

縣市職員の割愛採用によりまして、前年度と比較いたしまして大幅な増員となっております。右の端の合計欄の下のところでございます。

9ページに給料及び手当の増減額の明細を載せておりますが、その中で給与のその他の増減分といたしまして、給与の増減マイナス1,042万7,000円というのがございます。これは、県の削減率——5%、3%のカット、に合わせました給与の減額でございまして、平成16年4月1日と12月1日のいずれにも在職をいたしておりましたプロパー職員92名分に係る削減額を提示いたしております。

それから、飛びまして16ページから予算内容の説明になっております。

これも、先ほど概要で説明をさせていただきましたので、そのほかに説明を特に要するという項目のみについて説明をさせていただきます。

まず、18ページをお願いいたします。

収益的支出の給与費のうち医師の給料が108名分、看護師給は502名分、医療技術職員は83人分、それから事務職員は、これは派遣職員を除きました7人分に係る額をそれぞれ計上いたしております。手当も同様でございます。

19ページをお願いいたします。

経費のところでございますが、経費のうち光熱水費、燃料費、これはPFIの事業契約

に含まれる項目でございまして、必要なものはP F Iの事業者を通して支払うということになっております。

保険料は、病院本館施設に係ります損害保険料、病院の賠償責任保険料でございます。

20ページをお願いします。

委託料でございますが、1個上のところでございますが、委託料はP F I事業契約や病院組合業務システムの保守管理業務、そのほか院内保育所の運営事業費、運営業務、それからP F Iのアドバイザーの業務1,050万円などでございます。

減価償却費のうち無形固定資産減価償却費は、病院組合の業務システムのソフトに係るものでございます。

それから、研究研修費は、医師及び看護師の研究研修とか経営研修などに係ります経費でございまして、4,500万円を計上いたしております。

21ページをお願いします。

割賦金利息は、病院本館施設の建設改良の2分の1はP F I事業者が資金調達をしまして、これを15年間で分割で償還することといたしておりますが、これに係ります償還利息、それから職員宿舎等その他施設のサービスの対価に含まれる建設元金に係る償還利息でございます。

長期借入金利息は、16年度に運転資金として借り入れる構成団体からの長期借入金に対する利息でございます。

繰り延べ勘定償却の控除対象外消費税及び地方消費税額償却は、納税計算に当たって控除できなかった資本的支出の課税仕入れに係る消費税額の控除対象外消費税といたしまして、繰延勘定によって処理をいたしております。この控除対象外消費税につきましては、これを設けました翌事業年度以降20年の事業年度以内に、毎年度均等額以上を償却することとされておまして、これを計上しておるものでございます。一気にこうした消費税がかさみますので、その部分を均等に平均化して計上するものでございます。

企業団管理費は、顧問弁護士の報償費及び職員採用関係の経費を計上をいたしております。

22ページに移ります。

消費税及び地方消費税は、16年度は医療センターの建設経費等仕入れに係る消費税額が売り上げに係ります消費税額を超過するため、消費税の還付が見込まれておりますが、今後は通常の病院運営となりますので納付しなければなりません。17年度は、その額を1,170万円余り見込み計上したものでございます。

収益的予算の説明は以上でございます。

続きまして、資本的予算でございます。

概要で説明しましたほかに、特に説明を要する項目はございません。

25ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございますが、過年度議決済みに係る分としまして、平成14年11月に議決をいただきました高知医療センター整備運営事業費と統合情報システム整備運営事業費及び平成16年11月に議決をいただきました院内保育所の運営委託料がございます。それぞれの限度額に対しましてごらんのような見込みとなっております。

続きまして、26ページ、27ページは、平成17年度末の予定貸借対照表でございます。

資産の部は、まず固定資産のうち土地、建物などの有形固定資産の17年度末の計は352億円余りとなっております。無形固定資産は、電話加入権と病院組合の業務システムソフト一式で4億9,000万円余りとなっております。

流動資産は、現金預金などのほかP F Iの事業契約保証金11億円を合わせまして32億円余りとなっております。

繰延勘定は、控除対象外消費税で9億円余りとなっております、資産の合計は398億1,782万8,000円となっております。

負債の部は、固定負債が構成団体から借り入れます長期借入金3億円、県市の割愛職員の退職引当金が7億円、割賦払いで支払います病院本館施設に係る長期の未払金が110億円余りとなっております。

流動負債は、一時借入金4億円などのほか、P F Iの事業契約の預り保証金11億円を合わせまして22億円余りとなっております。負債の合計は、142億5,793万2,000円となっております。

27ページに移っておりますが、資本の部は、資本金のうち自己資本金は41億円余り、借入資本金の企業債が22億3,000万円余りとなっております。

剰余金は、資本剰余金が県の補助金などが14億円余り、それから利益剰余金が22億円余りの、これは欠損となっております、資本合計では255億5,989万6,000円となっております。

また、負債と資本の合計では、398億1,782万8,000円となっております、資産の額と一致をいたしております。

28ページは、平成16年度の予定損益計算書でございますが、下の端のところ、1億6,036万4,000円の損失となっております。

29ページは、平成16年度の予定貸借対照表でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上が、平成17年度予算でございます。

続きまして、平成16年度補正予算でございます。

補正予算につきましては、また最初にお配りしてごらんいただきました予算の総括表の3枚目で御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。横長の表でございます。

まず、収益的予算について御説明をいたします。

左から中央病院、高知市民病院、これは11カ月分、それから高知医療センター3月分、それから合計というふうになっております。中央病院の方は補正の欄に該当はございません。高知市民病院の医業費用、ここで補正額644万2,000円、これは医師の増員に伴います給与費の補正でございます。

それから、高知医療センターの補正の欄でございますが、高知医療センターの医療外収益88万9,000円、これは高知県が2月補正で計上する予定になっております災害派遣医療チームの体制整備のための補助金でございます。被災地域に派遣する医療チームが医療活動を行うために必要となります消耗品などの購入に充てるものでございます。この同額を支出にも計上をいたしております。この補助金によりまして医療機器なども購入することとしておりますが、その部分は資本的収支に計上いたしております。今回の災害医療派遣チームの体制整備費補助金は、計で684万8,000円で、資本の方に600万円弱の補助金が入ることになっております。

この補正の結果、16年度の損益は、計の欄、下から2行目でございますが、1億4,281万6,000円の損失となります。資金収支でも1億955万9,000円の資金不足となりますので、11月の議会でも御説明をいたしましたとおり、構成団体から長期の借り入れを受けることといたしております。

次に、資本的予算でございますが、支出の方から説明をさせていただきます。

建設改良費のところでございますが、一般管理費は縣市派遣職員の増員に伴います人件費の相当額の負担金などによりまして増額でございます。

それから、施設整備費は、職員の研修関係経費とか平成15年度の企業債の借入利息が見込みを下回りましたこと、また開院準備行為としまして資本的予算に計上しておりました2月の高知医療センターの運営経費を収益的予算の方に、左の方に振りしましたので、それによりまして計上替えをいたしましたことなどによりまして減額するものでございます。

資産購入費は、医療機器の取得費が市民病院から移設する機器が増加しましたことによりまして、PFI事業契約により購入する医療機器が減少しましたこと、また一般資産取得費が国庫補助金により購入を予定しておりましたエイズ拠点病院の診療ネットワーク用のパソコンが補助を得られなかったことによりまして整備ができなくなったことなどによりまして、それぞれ減額するものでございます。

以上、資本的支出は10億3,180万1,000円の減額をお願いするものでございます。

収入は、支出と各項目の増減額に伴いまして、企業債、負担金、補助金を合わせまして、支出と同額減額をするものでございます。

以上が平成16年度補正予算の概要でございます。

予算議案についての説明は以上で終わらせていただきます。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） それでは続きまして、条例議案につきまして、お手元の議案書「平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会議案（条例その他）」

と別冊の議案説明書に沿って御説明させていただきます。

まず、右肩に③とございます議案説明書をごらんいただきたいですが、1ページから4ページに今回の条例議案につきまして提案理由をそれぞれ記載してございます。管理者の説明にもございましたが、まず第1に本年1月末に許可を受けました本組合の規約の変更に伴う用語の整理がございます。組合の名称を企業団に、管理者を企業長に変更することなどであります。

そして、同様に組合規約改正によりまして、地方公営企業法が全部が適用されることに伴いまして、職員に関する条例の整備をすることの必要がございます。

それからもう一つが、医療センターの開院及び両病院の廃止に伴い、関係する条例の整備をする必要があること、これらの主な理由によりまして、特に名称の変更に伴う用語の整理がありますために、現在病院組合に持っておりますすべての条例について整備が必要となっておりますのでございます。

それでは、各条例議案の説明をさせていただきます。

②とございます議案書の方にお移りいただきたいと思っております。

1ページをお開きを願います。

第3号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例議案でございます。

この条例は、組合に地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、職員が同法に定めるところの企業職員となりますために、職員の給与に関し必要な規定の整備をしようとするものでございます。

企業職員の給与につきましては、地方公務員法の職員給与関係の条項が適用除外となりまして、かわりまして地方公営企業法が適用されることとなりますために、同法第38条第4項の規定に基づきまして、給与の種類及び基準に関する条例を新たに定めようとするものでございます。

これまで病院組合の条例につきましては、地方自治法の定めるところによりまして県の関係規定を準用してきておりますことから、この新たな条例も県の関係規定をベースとした内容となっております。

第1条でございます。この条例が地方公営企業法第38条第4項に基づくものである旨を規定をいたしております。

第2条は、給与の種類でございまして、県の職員に適用される給与の種類と同様でございます。

第3条は、給与の基準でございまして、地方公営企業法第38条第3項で、職員給与につきましては生計費、同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、それから経営の状況、その他の事情を考慮して定めるとされておりますことから、生計費と県の職員に適用される給与制度、経営の状況その他の事情を考慮して企業長が定めることとしようとするものでございます。

第4条は、臨時及び非常勤の職員に関する規定でございまして、県と同じ規定になっております。

2ページでございます。

附則第2項の第1号から第3号まででございしますが、理事の設置及び給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の給与に関する条例、この3つにつきましては、いずれも地方公営企業法の全部適用に伴いますこの新たな条例の制定によりまして廃止するものでございます。

次、3ページでございます。

第4号議案高知県・高知市病院企業団の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案でございます。

この条例につきましては、現在「高知県条例の例による」という形式で制定をされておりますけれども、職員が今回企業職員になることと、県の条例の規定方法の関係で、「例による」という形では不整合が生じることとなりますために、全面的に改正しようとするものでございます。

移って恐縮でございしますが、右肩③とございます議案説明書の方で説明させていただきます。

6ページをお開きください。

議案説明書の6ページでございます。

この表は新旧対照表ではありませんで、今回提案いたしました議案と県の条例との比較表という形で作っております。

まず、第1条の趣旨規定でございしますが、地方公務員法第24条第6項が企業職員は適用除外となりますことから、県の規定から当該条項を除いておるものでございます。

前後いたしますが、一般職の任期付職員の採用に関する法律「第5条」を「第7条」に改めます改正は、平成16年の法改正によりまして該当条項が繰り下げられたことに伴うものでございます。

次に、先ほど県の条例の「例による」とする規定方法では不整合が生じると申し上げましたことにつきましてでございますが、7ページをごらんいただきたいのですが、県の条例第6条第4項、それから8ページの第5項でございしますが、県におきましては県の企業職員給与条例の読みかえを定める方法によりまして、特定任期付職員に関する事項を規定しております。このままでは、そういう関係上企業団に適用するということができないために、これに対応するものとしまして、第4条第3項の規定を病院組合の条例では置くこととしておるものでございます。規定しております内容自体は、これまでと何ら変わるものではございません。

それ以外の条項につきましても、県条例から企業職員に適用されない条項を除きまして、任命権者をまた企業長に改めましたほかは県の条例と全く同じでございます。

第5号議案から第12号議案までの議案につきましては、いずれも現在の条例の一部を改正する条例でございますので、議案説明書の新旧対照表によりまして順次説明をさせていただきます。

9ページでございますが、第5号議案組合公告式条例の一部を改正する条例議案でございます。

名称等の変更を行いますほか、第2条第2項では、条例の公布場所を、現在の県市の掲示場から企業団の掲示場に改めようとするものでございます。企業団の掲示場につきましては、医療センターへの進入路脇に設置をいたすこととしております。

また、第3条の改正は、規則の公布等の方法を簡素化するものでございまして、県の公告式条例の平成13年改正に準じたものでございます。

11ページでございます。

第6号議案組合職員定数条例の一部を改正する条例議案でございます。

名称等の変更のほか、職員定数を現在の両病院及び本部事務局の「850人」から、医療センターの人員規模にかんがみまして「750人」に改めようとするものでございます。

12ページでございます。

第7号議案高知県・高知市病院組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案に関するものでございまして、名称等の変更のほか、医療センターとしての運営の開始で職員体制も整いますことから、職員の休職の事由につきまして、新たに県の職員の休職の事由に準じる形で規定の整備を図るものでございます。

続きまして、14ページでございます。

第8号議案高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案に関するものでございまして、名称等の変更のほか、職員が企業職員となることに伴いまして、企業職員に適用されなくなります事項について整理をするものでございます。

第1条の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定のうち、地方公営企業法第39条第1項の規定によりまして、企業職員に適用されなくなります条項を除くものでございます。

第2条の改正は、第1条で除きました条項に関する規定が企業団の職員に適用されないよう、県の条例を準用する範囲を限定しようとするものでございます。

15ページでございます。

第9号議案高知県・高知市病院組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案に関するものでございまして、これも名称等の変更がございしますが、第5条の改正は、後で出てまいります、職員旅費条例が企業団への移行に伴いまして廃止となりますので、それにかわる引用規定を置くものでございます。内容的にはこれまでと全く同じでございます。

次のページの別表第1でございますが、これは規約で監査委員の被選任資格が変更され

ましたことに伴います監査委員の区分の表現の方法を改めようとするものでございます。

別表2につきましては、附属機関の委員報酬に関する規定を新たに追加しようとするものでございまして、規定の方法及び内容は県の条例に準じております。

別表3につきましては、「管理者」を「企業長」に改めますとともに、「副管理者」「出納長」の廃止に伴い項目の整理をしようとするものでございます。

18ページでございます。

第10号議案高知県・高知市病院組合管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に関するものでございまして、名称等の変更のほか、病院組合職員の給与に関する条例が廃止されることに伴いまして規定の整備をするものでございます。

企業長につきましては、地方公営企業法で定めます企業職員ではないために、その給与につきましては、地方公営企業法ではなく地方自治法に基づく必要がございます。このことを考慮しまして、「一般職の職員」という形ではなく、「高知県条例の適用を受ける職員」の例によるというものでございます。

ここまで説明させていただきました第3号から第10号議案までの条例につきましては、いずれも施行日は3月1日を予定をいたしております。

19ページでございます。第11号議案高知県・高知市病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案に関するものでございます。

この条例は、両病院からの入院患者さんの移送に伴い、高知医療センターが医療法上開院することになります2月26日と、組合が企業団に移行いたします3月1日の2段階の改正となっております。

19ページ左上に第1条関係とございますのが、2月26日に施行いたします改正でございます。まず、第2条の経営の基本について定めました別表から両病院の項を削除いたします。両病院は医療法上も2月25日限りで廃止となるものでございます。

第4条の改正規定は、医療センターの開院に伴うものではございませんで、地方自治法の改正に伴います規定の整備でございます。

20ページでございます。

左上に第2条関係とございますのが、3月1日に施行する改正でございまして、名称等の変更のほか新たに第3条を設けておりますが、地方公営企業法の全部適用によりまして、企業団には同法の第14条が新たに適用されまして、管理者の権限に属する事務を処理させる組織について条例で定めることとされておるものに対応するものでございまして、新病院の6局体制の6局について規定するものでございます。

21ページでございますが、旧の第5条は、出納長の廃止に伴いまして関係規定を削除するものでございます。

23ページをお願いいたします。

第12号議案高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案に

関するものでございまして、今申し上げました第11号の条例議案と同じ理由で2段階の改正となっております。

まず、23ページ左上に第1条関係とございますのが、2月26日に施行いたします改正事項でございまして、第1条の規定から両病院を除きまして、医療センターを規定をいたしますとともに、料金について定めました別表につきまして、両病院の別表を削除し、医療センターの別表を新たに規定しようとするものでございます。

この料金改正の内容につきましては、恐れ入りますが、別にお配りをしております資料A4、1枚版の高知医療センター料金（案）をお配りをさせていただいております。A4、1枚物でございます。こちらの方で説明をさせていただきます。

左側の項を見ていただきますと、中ほどに企業長が定める額というところがございますが、これより上、分娩介助料から上が条例で定めます額となっております。両病院の現行料金を参考までに右欄に掲げておりますけれども、見ていただきますとおわかりのように、医療センターでは大部分の料金につきまして中央病院の額を引き継ぐことといたしております。

なお、病室使用料につきましては、特室Aが和室等を併用いたします、いわゆる特別個室でございまして、全部で10室ございます。そして、特室Bが通常の1床室のことでございまして、これは全部で162室ございます。この病室使用料を、それぞれ特室Aを3万5,000円、特室Bを1万円以内で企業長が定めるという規定をいたしております。この金額につきましては、県内でありましてか近隣他県の同じような病室の利用金額の実情等を踏まえまして設定しようとするものでございます。

次に、条例事項ではございませんけれども、企業長が定める額につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。企業長が定める額につきましても、大部分が中央病院の額を引き継いでおりますけれども、異なる点が4点ございますので、その点を説明させていただきます。

まず、企業長が定める額の下から8項目めにごございます生命保険等に係る医師面談料でございまして、この料金につきましては高知市民病院の金額を引き継ぐことといたしております。この料金につきましては、患者さんが負担する料金ではございませんで、保険会社の方が生命保険等に関して医師と面談した際に支払う料金でございまして。

次に、その2つ下の非紹介患者初診料につきましては、現在の料金であります790円を決定いたします際に、医療センターが開院するまではこの金額を継続する旨、議会にも御説明をいたしまして、一方におきまして両病院の紹介率向上への取り組みを進めてまいりました。両病院の実績平均につきましては、平成16年4月以降にずっと引き継ぎまして平均をとりますと30%を超える実績で推移をしてきております。これまで、この料金の設定につきましては、診療報酬制度上の紹介患者加算点数を考慮して決定してきており、高知医療センターでは、現在の両病院の実績をもとに、30%以上の紹介等を継続的に確保でき、

早い段階での地域医療支援病院の指定を目指していける見通しでありますことから、現在の790円を紹介率30%見合いの1,580円に改めようとしているものでございます。

また、この料金額の設定に当たりましては、紹介状を持参する方とそうでない方との間で負担の不公平が生じないように配慮することも必要だと考えてます。この点で見ますと、紹介状を持つ患者さんにつきましては、紹介元診療所などで紹介状の料金、診療情報提供料でございますが2,900円、それから医療センターでの紹介患者加算料1,500円、計4,400円の3割1,320円が自己負担となるということになります。一方、紹介状のない患者さんは医療センターで1,580円を自己負担いただくということになりますので、こういった比較からしましてもおおむね御理解いただけるのではないかというふうに考えるところでございます。

料金表に移っていただきまして、その下の特別メニューの食事料につきましては実費相当額としておりますが、その運用につきましては患者さんへの十分な情報提供とその自由な選択と同意が求められておりますことから、実際にはメニュー表で金額とその内容を簡単に事前にお示した上で、患者さんの御希望によりまして選択していただくこととなります。

下から2つ目の入院患者電気使用料につきましては、現在両病院では入院患者さんが電気器具を持ち込む場合には、承認を受けてここにございます電気使用料を負担していただいておりますけれども、医療センターにおきましては、テレビにつきましてはベッドサイド端末でござりますし、冷蔵庫につきましても備えつけがございます。扇風機等につきましても空調を完備しておりますことから、一般的にはこうした機器の持ち込みというものは必要ないと考えておりまして、基本的には承認ということにならないのではないかとこの予定でございますけれども、特に必要がありまして電気器具を持ち込む場合には、料金を含めまして、別途に承認の手続を行うことになると考えておるものでございます。

なお、そのベッドサイド端末及び冷蔵庫の電気使用料につきましては、患者さんからではなくて、SPCに御負担いただくということにいたしております。

料金に関する説明は以上でございまして、議案説明書の方に戻らせていただきます。

28ページでございます。

高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案の第2条関係は、3月1日に施行するものでございまして、名称の変更に伴う改正のみでございます。

次の30ページから42ページまでは、第13号議案高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案に関するものでございまして、いずれも規約変更に伴います用語の整理を行う条例改正でございます。

順に御説明いたしますが、30ページが情報公開条例でございまして、31ページが個人情報保護条例、32ページが休日を定める条例、33ページが議会定例会の回数に関する条例、

34ページが監査委員に関する条例、35ページが職員の定年等に関する条例、36ページが職員の再任用に関する条例、37ページが職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、38ページが職員倫理条例、39ページが職員の服務の宣誓に関する条例、40ページが職員の服務に専念する義務の特例に関する条例、41ページが議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、42ページが出頭者の費用弁償に関する条例のそれぞれ一部を改正する条例議案でございます。見ていただきましたとおり、企業団の移行に伴います用語整理を行う改正でございます。

なお、関連いたしまして、この中で、用語整理の中で「例による」というものを「準用する」に今回改めるものとしております。と申しますのは、これまでの医療センターの整備段階では、当組合の事務取扱につきましては、すべて構成団体、特に県に倣うという形でまいるということを行ってきたものでございます。しかしながら、今回企業団への移行をいたします。それは企業長の強い権限と責任のもとに健全経営を行うということが一番の目的でございます。規則や通知等による事務取扱にまで構成団体に倣うのではなくて、基本は踏まえながらも、目的に向かって自立性を発揮していくことが必要であるという考え方のもとに、今回「例による」を「準用する」に改めておるものでございます。

次に恐れ入りますが、右肩に②とございます議案書に戻っていただきまして、最後のページ、19ページでございますけれども、お開きをいただきたいと思います。

第13号議案、今御説明いたしました高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の第14条と第15条でございます。

この規定は、職員が企業職員になることに伴いまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項、それから職員の旅費に関する事項が、それぞれ法律上条例事項でなくなるという形になりますために、関係する条例を廃止しようとするものでございます。

条例議案に関します御説明は以上でございます。いずれも企業団への移行、医療センターの開院その他の理由によりまして必要となります条例整備でございますので、どうかよろしく御審議願いたいと思います。



質 疑

○議長（元木益樹君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○13番（樋口秀洋君） この料金ですけどね、料金の件で一番いい特室Aですか、3万5,000円以内ということになってるんですが、こういう特室というのはお金のある方が多分入るとおられるんです。もう少し、新館ということもあって、何とか高くはできなかったものではないでしょうか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 特室A、全体で10床ということで、先生御指摘のとおり、入る方は限られるということをごさいますて、料金の設定につきましては組合の中でも検討はいたしましたけれども、例えば近隣の中にこういった例を探すということがなかなか難しい部分もございまして、例えば四国で言いますと、一番高いので愛媛県立中央病院で2万1,000円というのがございまして。どの県につきましても、あれほどのグレードの室というのが中四国近県にはございませんで……

（「ないき高うせえ」「そういうことです」「近県にないき高うせえ」と言う者あり）

○13番（樋口秀洋君） いや、どうしても特室へ入りたいという普通の人は多分1万円のあの部屋でも十分と思うわけですね。ほんで、なぜこのようなAの特室をつくったかというテーマもあると思うわけですが、結論的に言えば、新築で極めてグレードの高い部屋という意味からしたら、これ3万5,000円というたらちょっとビジネスとしたら安過ぎるんじゃないかと思うわけですね。社会奉仕やったら別やけど、社会奉仕はこの特室Bでいいと思うわけですね。これはもっと値上げしてもいいと思うんですが、どうしてそれじゃあ3万5,000円という値段に落ちついたわけですね。

（「ほかにない」と言う者あり）

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 今申し上げましたが、規模とかグレードにつきましても、中四国で、自治体病院としてございませんで、そういった中で言いますと、例えば聖路加国際病院でありますとかそういったところを、中央の方を見ますと3万円から10万円というような部屋が一般的なようございまして、そうした中である意味それほど地方としておかしくない、グレードと比較しておかしくない額ということで3万5,000円……

○13番（樋口秀洋君） それおかしいですよ。極めて高いグレードだと思います。というのは、去年の夏ごろやったかな、週刊現代がたまたま全国のこんな特室Aというのを私立も含めまして特集してました、グラビアで。それを見たら、あの竹下総理なんか入ってる部屋なんかも、非常にぼろいくせに、結構ぼろくて、それで値段が結構高いわけですね。それはそれぞれの評価があるんですが、私が言いたいのは、この値段の設定において、他県の愛媛の中央が2万1,000円だったから、それよりグレードがいいから3万5,000円という発想じゃなくて、ビジネスとしての原点で発想したかねということなんです。

当然これは公立の病院ですから、個室も安いのがそりゃいいとも思うんですが、僕先ほど言ったように、普通の人だったらこの特室Bで十分対応できると思うわけですね。このようなぜいたくを——お金のない人からはできるだけお金を取らなくして、お金のいる人からお金をどんと取るような経営方針がこの新しい病院にふさわしいんじゃないかと、ビジネスで見たら、と思うんですが。

その意味で言ったら、さっきから言ってるけど、なぜ3万5,000円になったんですか。

そこらあたり、普通だったら原価計算をしてから、例えば畳が何ぼでというような原価計算をして、その減価償却から3万5,000円という部屋プラス新築の新しいというプレミアムですね、そういうことを含めまして値段をつけると思うんですが、普通値段の設定というのはそういういわゆる原価計算をするわけでしょ。原価計算したら何ぼになったわけです。

○移行統括部長（長瀬順一君） 原価計算はいたしたことはあります。ただ、原価ですと相当安くなります。面積の広さもございまして、病室ごとにやった結果では、回収の期間という問題もありますが、かなり安い金額になったと、設定の段階では。

この3万5,000円につきましては、おっしゃるとおりビジネス上の視点はどうかという話もございました。ただ、いかさま経験のない中で、お金持ちばかりがということで5万円でもいいんじゃないかっていう議論も当然いたしました。ただ、例えば家族と一緒に過ごされるという患者さんがいないわけではございません。術後どうしてもその間は一緒に寝泊まりをしたいという患者さんもおられると思います。その中で、高く設定することによって空室が出るというおそれもありました。そういうところで、けんけんがくがく議論した中で落ちついたところが3万5,000円だったということでございまして、全く我々も悩んだ部分でございました。ここが空床率が高くなってもこれも困りますし、そういう点で考えた金額でございます。

論理的にこれを積み上げてどうのこうのっていうことではございません。

○13番（樋口秀洋君） それも一理あると思うんですが、ただこれ企業長が決めれるとなってますよね。だから、3万5,000円以内であつたら意外と人気があつて、これはちょっと安過ぎるというようなお客さんもいて、安過ぎるというような世論が出てきたらまたつかないかんですわね。

例えば5万円以内という表現だったら融通がきくということも考えてやったことですか。3万5,000円以内というたら3万5,000円以下ですわね。多分この値段でくると思うけど。

○12番（西森潮三君） 希望者があつたら、また上げたらええわい。様子見ちよいて。

（「そりゃそうや」と言う者あり）

○5番（楠本正躬君） いろいろ議論はあつたと思います。設定の仕方で民間病院でも一番困るのは、高く設定したときの稼働日数、稼働率がどうなのかっていう話が大きい問題になって、高ければ利用してもらえるかっていう話、低ければ逆に言ったら一般病床、つまり他の病床との関係でどうなのかっていう比較論が出てきますよね。

ただ、条例の定めでする場合に、以内っていうことはいかがなものかと。つまり、先ほども言われましたように、必要なら変えたらええじゃないかっていう話でいくんやつたら、以内という定めじゃなくて、はっきりと条例で金額を何ランクか分けて整理するっていう話が基本じゃないでしょうかね。つまりこの考え方は、別に規則で企業長が定めるわけでしょ。利用状況なり内容によって、例えば同じ3万5,000円と設定されておつても、1万

円かもしれんし、これは急性期の医療の治療にかかわっては0よね、医療に入りますから。そういう形で対応していくって幅があるという話だと思いますけども、やっぱり条例設定するに当たっては、基本的にはやっぱり額を設定すべきやと、明確に。その上で、運用をどうしてもしなきゃいかんという話は企業長が判断したらええっていう話であって、以内というあいまいにするから今のような議論になっていくと思いますので、そのような基本的な考え方はどうなんですかね。以内と定めた理由を聞きたい。

（「幅はもうええわえ」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） その答弁は後でひとつまとめていただくようにします。

○7番（坂本茂雄君） 今のにちょっと関連で、一緒に答弁してもらったらいんですけども、特室B以下のC D E Fの部分というのは162室あるということで、それを1万円以内としたときに、B C D E Fはそれぞれランクがあるわけですよ。そこらも、例えば1万円以内で設定して、Bは幾ら、Cは幾ら、Dは幾らとかというのはもう企業長の判断で決めるということなのか。やっぱりそこらも本当は明記して、特に今で言うと中央病院とか市民病院なんかはそれぞれの部屋ごとに単価を決めてるわけですけども、そこらあたりはやっぱりきちんと明記して明らかにしておくことがやはり望ましいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○議長（元木益樹君） 管理者。それぞれ質問がありましたので、それぞれに答弁するように、どうぞ。

○管理者（吉岡諄一君） 多岐にわたって御質問いただきましたが、先ほどの一番最後の質問からお答えを――坂本議員の御質問ですが、このC D E Fというのは、右の欄にあります中央病院と市民病院でこういう定めがあったということです。医療センターの方はAとBしかないわけですので、Aについては3万5,000円、Bについては1万円という形の定めをしております。この2種類しかございません、種類としては。したがいまして、特室Bは、あるものは8,000円にしたり5,000円にしたりとかということはないに、この1万円でいくということです。

それから、以内ということですが、これは先ほど樋口議員の御質問の中にもありましたけれども、我々が一番懸念をするのは、高く定めることによりまして空床になるということになりましたら、これは利用が全然なされませんので、償却に非常に影響してくるということになりますから、償却ができる範囲ということでこの3万5,000円。それから、一般的なものを1万円にしましたのは、通常――私もそうですけれども、生命保険で医療給付、大体1万円ぐらいを掛けておられるというケースがあるということ、それから両病院における実績とか近隣他県における状況からいけば、1万円程度であれば利用率が非常に高くなるのではないかと。こちらの方へ主として入っていただくということが中心でありました。それからグレードの高い特室Aというのはかなりの高所得者が入るということになりますと思いますが、これを例えばもっと高くということになりましたら、空床の問題が生

じてくるということ。

それから、3万5,000円と定めて、以内という規定をしない場合にはこれ3万5,000円になりますので、例えば3万5,000円で高知県の方々が入院されるときにその所得状況から勘案したときに、これは高いから利用しないということになりましたら空床という問題が生じてきますので、そこら辺は3万5,000円と定めつつも、企業長が需給の状況を見ながら定めていくという考え方でこういう定め方をさせていただいたわけです。

それから、運用につきましては、できる限りこの3万5,000円、1万円に限りなく近い形で設定をして、需給動向を見ながらここは勘案をしていきたいという考え方で御提案をしたということでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

(「よし」と言う者あり)

○議長(元木益樹君) それぞれ答弁をいただいたんですが、再質問はありませんか。

○12番(西森潮三君) 高知医大にも特別室があるわね。あれは2万円ぐらいじゃなかったかと思うんよ。最近はお金のあるような患者さんには、どうぞこっちの方へ入ってくれませんかということをやりゆう、営業しゆう。だから、これは余り高かったら、言うように入る人がないと、医大2万円ぐらいでもそういう状況やから。

だから、やっぱり時の経済を見ながら、状況でその都度できるだけつくったものは活用されるようなことをやったらいいと。

○4番(岡村康良君) 今、室料の特別室の関係やってますけども、3月1日からいよいよスタートということで、これ今お聞きしよったら原価計算はしたけども、もっと安くなるということで、感覚的に他の病院との比較でつけてますわね。1万円の部屋も162室あるということですけど、平成17年度の今のいただいた予算では、どれぐらいの稼働率として計上してますか。これは医業収益ですね。

○移行統括部長(長瀬順一君) 一床室を中心に考えておりまして、稼働率が95%で予算上は設定をいたしております。

○7番(坂本茂雄君) 全体の収入、支出の関係ですけども、これまでその時点をとらえてのパラメーターもお示ししていただいているわけですけども、いろんな状況の変化の中で、それを若干そことたがえた形の今回の17年度予算が出されていますけども、本来なら今回予算を提案する上で、言うたら将来的な見込みも含めて初年度の17年はこういう形でいきたいというのが、今まで示されたパラメーターとの違いの中で示されてもいいと思うんですよ。けど、スタート時点ですから、一体どうなっていくのかということのもなかなか見えにくいという面もあって、そのパラメーターも示しづらい面もあるかと思うんですけども、できるだけ早い時点で一番直近の状況をとらえてパラメーターを示していただくというふうなことをお願いしておきたいんですが、その点についてどんなふうに今後議会に対して説明がされていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○管理者(吉岡諄一君) 確かにこの予算を編成する場合に、どういう見込みと単価でこ

れやるのかということが一番大事な要素であることは全く同じ考え方です。

ただ、2つの病院が今の状況の中で統合して新しい病院になっていく、これはもうこの特室一つを見ましても趣が全く違うわけですから、そういう意味でいきましたら、今までの、前にお示しをしました両病院の実績を勘案をして、その上で見込みを立てる——運営実績が一つのパラメーターでこの医療センターの予算が構成されておるとい状況です。

負担金の議論で前にも説明をいたしましたように、大体17年、18年の状況を見ていきながら、19年の予算編成のときに、県市の負担金についても新しい基準でいきたいと思いますということで、大体医業の場合には2年ないし3年ぐらいの状況の中で将来的な推移が、見通しが立つということが通説になっておりますので、そういうことで我々は対応していきたいというふうに考えます。

ただ、それでは2年も待ち、3年も待ちということになりますので、開院をしまして、できる限り早い時期にその状況を見きわめをして、そうした数値について明らかにできるものについては明らかにしていくことによって御指導、御助言をいただきながら経営に当たっていききたいというふうに考えております。その辺は私の方でできる限り早い時期にお示しできるのではなかろうかというふうに考えてますので、よろしくお願い申し上げます。

○14番（牧 義信君） 予算の問題ですが、基本は、今言うたように両病院の実績ということで出てるし、今までもそういう考え方で示されたわけだけど、従来17年度の考え方と今回出された予算との関係での違いはありますか。7億円問題だけですか。

○移行統括部長（長瀬順一君） 基本的な考え方は同じでございます。ベースになったのが前のときは14年度決算でございましたが、今回は15年度決算をベースにして組み替えたという形になります。大枠で申しますと、15年度で単価はかなり上がっておりますので、入院の単価は上がっている。

一方、負担金等につきましては県市の15年度実績よりは1億8,000万円ぐらい安くなっているのがございます。そういったものをはめ込んだということと、先ほど申しました退職引当金の方が入ってくるということでございます。

○14番（牧 義信君） 今吉岡管理者がおっしゃったように、二、三年待たずにといいことですが、当面予算を組む場合、経験ないわけですから、こういうふうにし組みようがないんだろうという点では了解をしますが、例えばこないだの祝賀会じゃないわ、あのときの状況を見たら、県民の意識と本来目指す病院の性格との間には随分ずれがあるなあ。例えば、初年度あたりは、外来がどっど行くというようなことは当然考えられるんじゃないかと思うんだけど、という点から見ても、初年度でも相当実際との違いが出てきやせんかという気がするんですが、そういうあたりの見通しというのはどういうふうにお考えですか。

○管理者（吉岡諄一君） 確かに祝賀会の一方で一般の方の内覧をやった状況を見ましたときに、かなり我々が短期急性の入院へ特化をした形で病院運営を目指していく状況から

見れば、おっしゃられましたように外来に殺到するという懸念と申しますか、は十分想定をされるわけです。

しかし、これは一過性のものなのかどうなのかということが我々としてはなかなか見定めがつきづらいということがございます。この病院が開院しましたときには、当然3月1日という年度の途中から開院するという。それから、スタッフ、人員につきましても、4月1日採用組というのがおりますので、そういう状況で需要とその受け皿との関係でいきましたら、不整合のまま出発するというのが、これは年度途中の開院ですから当然そういうことになってます。そういう状況の中で、先ほど坂本議員の方からの御質問がありました状況を早い時期に見定めをして、それが特異な一過性の状況なのかどうなのかということを見定めた上で、今おっしゃられるようなことについてお示しをしていくということが大事だろうというふうに思います。

確かにそういう意味では、この病院の性格とあの内覧の状況を見ましたときには、当然不整合がもう既に生じておるということは否めない事実というふうに思います。

(「県民特有の熱しやすく冷めやすい」と言う者あり)

○14番(牧 義信君) できるだけ早く、時期、時期があると思うんですね。1年やってみればある程度わかるという面もあるかもわからん。その前の段階で数カ月。議会も時々開かれるわけですけど、言うたように2年あたりやってみて、本当にそのときに本来目指した病院の性格が収支上もきちんとあらわれているかどうかというのが一番のポイントですから。祝賀会にも参加をして、市の医師会長さんがちょっと苦言を呈しよったけど、最終的に赤字になって、県民の負担になるようなことがないようにという話のとおり、そういう意味での心配はあるわけですから、この点はお願いをしておきたいし、片一方、いいですか、外来でばっと人が来る、高知県の特性かもわからんけど、これは決してマイナスじゃないんで、そういう人たちがその病院に対する第一印象の中から、実際どう動いていくか、そこでそっぽを向かれたら終わりですからね。そういう点では、やっぱりさっき吉岡氏は何とおっしゃったかね——そういう問題は本来の意図とは違ったとしても、やはり大事なお客さんとして、県民としてきちんとしたサービスをやっていくことが大事だというふうに思ってます。

ちょっと補正の方にある資料のことで伺いたいんですが、補正の分の中の本当に細かい字の中でSPCの医療機器取得費の分が10億円ぐらいマイナスになってるでしょう。その一つの理由として、さっき言われた市民病院から持ってった分が、金額で言うたら2,000万円ぐらいですか。2億5,000万円程度の分が2億7,000万円ぐらいに、2,000万円ばあふえたというふうに言われてますが、要は使える分は持ってったんだろうと思います。片一方、中央病院の方はほとんど持ってってないような状況だと思います。ちょっとその数字を教えてほしいのと。この10億円の差はそれでは埋まりませんので、どういうふうにしてこの10億円の差が出てきたか、ちょっとその点を御説明いただきたい。

○移行統括部長（長瀬順一君） まず、10億円っていう大きい金額が減額になってるっていう部分につきましては、1つはさっき言いましたように中央病院、市民病院からの購入した部分でございます、これは当初よりも少し多目になりました。全体で2億9,000万円、約3億円ぐらいの分が購入になりました。それはもう見込んでいた部分もありますので、約1億円ぐらいその分はふえたという形になります。ほかに新しい器械の開発、承認がおくれて見送った部分もございます。それから、これから先よく習熟を重ねた上で導入しようということもございます。例えばMRIにつきましては、2台を買おうとしておりましたが、例えば1台で十分性能を発揮することができる器械が入りましたので、今のところ2台は必要ないということでスタートをいたしました。ただ、状況に応じてその分は買わなきゃいけない部分も出てくるだろうという形で、予算としては後へ残したという形にしております。全体の投資額は27年の間に更新等いろいろな予算も含まれておるわけですが、できるだけ後へ残して、それぞれで対応できるようにという形で2億円ぐらいの減額になったというところでございます。

○14番（牧 義信君） 要は後へ残したということは、当然その別途の形での執行があり得るわけですね。

○移行統括部長（長瀬順一君） はい。

○14番（牧 義信君） それで、最初説明があった問題との関係で、SPCがどういうふうな形で共働をきちんとやっていくかという問題との関係で、これも僕は祝賀会に出たってちょっと違和感を感じたんですね。つまり、例えば祝賀会でもオリックスの宮内さんが代表であいさつする。一部のときもそうだったんだけど、会場で市の医師会長の永野さんが言うた分の前の3人っていうのは、僕は本来来賓扱いじゃなくて、これは共同体であるべき人たちの代表でしょ。だから、本来来賓としての人じゃないんじゃないかなというふうに僕は思ってるんだけど。何でそんなことを言うかっていうと、決してけちをつけるんじゃないで、これからの病院の運営、経営の中で、本当にそのSPCが本来高知県民にとって、医療の面でも経営の面でも経済の面でも、やっぱりきちんとした責任を果たすべき役割の自覚と方向を持ってるかどうかっていうのをやっぱりちょっと心配になったんです。余分の心配だったらいいんです。これ1点。

今言うたように、医療機器の購入の問題についての問題だけじゃなくて、後々地元雇用の問題なんかは別途取りまとめ中だから報告するというふうに言われてますけど、僕はこれは非常に注目をしたいと思います。また、本当に大事なことだと思うんで、議会としてもきちっと議論をしなければならん問題だと思うんですが、これは時期的にはいつごろきちんと報告が受けれるんでしょうか。

○管理者（吉岡諄一君） 先ほど言いましたように、できる限り早く取りまとめをして、報告をしたいというふうに考えてます。

時期的には、この組合議会、企業団になって議員定数が変更になりまして、現在市議会

の方では既に選出をされたということをお聞きをしております。県議会の方も、多分2月定例会で選出されるだろうと思いますが、そうになりましたときに、組織議会が当然予定をされますので、できればその組織議会の際にそうした所要の報告ができればなあというふうに考えております。

○14番（牧 義信君） 条例関連で二、三点、短くいきますが、1つは企業団になることよっての変更の部分の基本はこうだと思うんですが、ちょっと気になるのが、その「例による」と「準用する」の問題についてです。「例による」よりも「準用する」の方が自由ですわね、という形で企業団としての性格をまたあらわしたものにという話も理解する部分があります。ただ、全部がそういうふうに言ってええのかという部分で言うと、例えば情報公開条例、これも今までいろいろ議論をしてきたわけやけど、これはある意味では例によらなければならん部分ではなかろうかというふうに思うんですよ。そういうところからいくと、全部が「準用する」というのでええかという疑問があるんですが、いかがですか。

○管理者（吉岡諄一君） 吉岡事務局長の方からその件の条例の改正の部分について説明がありましたとおり、基本的には全部適用、企業団ということはその企業性を大いに発揮していこうということで、このすべての条例、規約も含めてそういうことになったということですから、踏まえつつもその辺の経営についての弾力性というやつがこの全部適用の場合のいわば眼目だろうというふうに思います。そういう対応をしたいというのが基本ですが、今牧議員がおっしゃったように、例によるというかセオリーとして踏み外したらいかん部分というのは、当然地方公営企業としてもあるわけですので、それはそういうことで原則を踏まえた対応というものが求められる事項というのはあろうと思います。その辺はせつかく企業団ということになりましたので、企業長の責任において柔軟に対応させていただきたいというふうに考えてます。

○14番（牧 義信君） とりわけ情報公開条例問題の議論の経過もございまして、その部分で言えば、やっぱり企業団といえども本来そのところでの県民に対する情報公開ってというのは、その立場に立ってやらないかんと思うんで、今の答弁でよしとしますが、もう一点、条例関連で、二本立てで出ちゅう問題ですね。2月26日から28日分と3月1日からの分、これよう考えてみたらそのとおりでなんだけど、医療法上で言うところの26日とよねえ、つまり組合立医療センターと企業団立医療センターという分の差が3日間あるわけよ。ほんで、これについては何か物理的に困るような問題というのはいないんですかというのが1つと。

もとから26日にあつこに患者を移したとしたら、あそこで医療法上の行為を始めなければならんことは当たり前のことなんで、考えてみりゃあそういうことよ。これは後で気がついたのかどうなのか、そのこともちょっと教えていただきたいんですが。

○管理者（吉岡諄一君） 最初の御質問ですが、組合立の医療センターと企業団立の医療

センターというものにつきましては、先ほどの原則に立ち返りますと何ら変わることはないというふうに考えてます、それは医療行為ですから。

それから、そのことは後から気がついたかどうかという点ですが、これは当然当初から、こういう年度途中で移行する場合には当然こういうことが起こる。前議会でしたか、例えば高額療養費の問題とかいろいろな形で医療法上と保険との絡みとか、制度の絡みとか不整合が生じます。そういうことについては一定念頭に置きながら、所要の官庁と今まで詰めをずっとさせてきていただいたということがございますので、当然そういうことは織り込み済みで我々は対応してきたということになります。当然2月26日に医療法上あそこは開院をするわけですから、そうすると26日に外来をやっても構いわけですが、これはもう物理的に移行して、そういう形のいわゆる物品と患者さんを輸送して整えつつあるところですから、外来までなかなか手が回らないということですから、その日をずらして、3月1日に外来という形で、外を向いては全面オープンを3月1日にさせて、法的には、医療行為としては2月26日に開院をするということになろうと思います。そういう定義をしておるといことです。

○14番（牧 義信君） この問題ではないんですが、現場を見させていただいて、また新聞にも載ってましたお酒問題ですよ。これはちょっといろいろな意見があるみたいやから、ちょっときちんとどういうふうにお考えかという問題を伺っておきたいのと。

それから、正直言ってタッチパネルですが、あれなかなか教えるのが大変じゃないかなという。

（「その他課題に入るがですか。この議案の関係は議案の関係で先の方がええかと」「ほかに私らもその他課題ではちょっと聞きたいこともあるがです」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 順番に全部やります。予算、補正予算、17年度当初予算、それから条例も含めてやります。

○14番（牧 義信君） ほんなら、今の分はもう後にしときましようか。

○議長（元木益樹君） そうしてください。

（「いや、議案関係というたって報告事項よね。それも入っとん」「だから、それは議案の中よ」と言う者あり）

だから、その他の項ということで質問をするということで、一たん今整理しましたので、今牧議員も質問を後段に送りましたから、そのつもりでひとつ質問をしてください。

○5番（楠本正躬君） これまで大変なハードルを越えて、今日まで努力された関係者の皆さん方に本当に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ただ、お互いにこの間PFI方式ということで地元企業との関係どうあるべきかという話は、長い間議会の中でも議論して、高知方式でいきましょう、つまり地元企業をいかにして経済に波及効果をもたらすかっていうことの原点を大切にしたい高知方式のPFI方式

でやっていきたいと思います、こういう格好で作業をしてきたことは事実だと思うんですけども、そういうことで僕はSPCと病院組合の関係、ここがすっきりしてなかったんじゃないかと、そこな整合性が、SPCに対してやっぱり病院組合として言うべきことをちゃんとやってなかったんじゃないかということが幾つかうかがえますので、そのことを含めて要望を何点かしたいと思います。

1つは、やっぱりこのハードな部分の、特に建設、整備に関して地元から聞かれたのは、どんな圧力が入ってきたのか知りませんが、要するに企業を選定するに当たって非常に不透明だと、わからないと、何でそこが入ってきたのか見えなかったという強い不満の声をどっさり聞きました。

それからもう一つは、せっかく莫大な資料をつくってお金かけて参入したけれども、参入してみたら大赤字だった、大やけどしたということで、多くの参入した企業の皆さん方の不満をたくさん私は聞かされました。そのことを踏まえて、これからいよいよ今度はソフトな事業へと入っていきます、運営というところに入っていきます。運営へ入っていくのに、つまり医療コアに関しては企業団が責任を持ってやりましょう、SPCについてはSPCが責任を持ってやりましょうと、そんな竹に木を接いだような、木に竹を接いだといえますか、そういうような運営ではだめだと思いますから、やっぱり言うべきことはちゃんと筋を通してやってないと、今後混乱が出てくるんじゃないかという心配をします。

そういう意味で、今ちょうど協力企業と受託企業の選定についてという作業が真剣にされてますけど、これなんか見ても、なかなか地元企業の参入っていうのは受託企業に入るのか下請に入るのか、地元産品だっただのよう利用されていくのかっていう話が全く見えてきてない。そういう状況でございますので、やっぱりこれらの今までの教訓を生かしていただいて、議会の意向も踏まえて生かしていただいて——価格や医療の質、経営の安定、非常に大事なことです。しかし、それだけに特化するような経営ではなくて、やっぱり地元の経済が活性化していく、地元の企業が育っていくという、そういう視点をきちっと整理してSPCにはっきり物を言っていただきたいし、要求もしていただきたい。そういう地元の声を謙虚に聞いていただいて、経済効果をもたらすような方向で進んでいただきたいと思いますし、特に御承知のとおり県も市町村も財政危機が深刻な状態でございます、この状態が続いていくということになると、税収の減収、さらに雇用不安がまだ本県では広がってるという、そういう状況でございますので、やっぱり自治体なり地元産業の期待を裏切らないような、言うべきことをちゃんと筋を通して企業団としても言っていただきたいということをここで強く要望しておきたいと思いますし、またオープンに当たって地元企業の参入の仕方、さらに地元産品の使い方も含めてどのようにやったらいいかという話をまだ模索をしていると思いますけれども、できるだけそういうところを今後、こういうことが仮に決まったから固定化するという発想じゃなくて、地元企業が場合により協力企業にも入ると、さらに地産地消ということで地元の産品が積極的に使われると、

そういう形をできるように工夫していただきたいということを強くひとつ要望しときたいと思います。

それから、2つ目は先ほどもちょっとありましたけども、この新たな医療センターができることによって、中心部における公立病院が2つなくなる。そのことによって、紹介型病院を進めていくわけですから、民間病院との共存共栄っていう話で物事を考えていったときに、先ほど1万人を超えて内覧会に市民が関心を持って集まってくれたと、そういう意味で外来がふえるだろうってことも言われてますけども、やっぱり僕は基本は医療政策、本市のやっぱり特に高知市に集中するそういう民間医療機関との調整、分担、そういうものをどうしていくかっていう話の整理を片方でしてないと、医療センターだけが悪いとかいいとかっていう話じゃ済まなくなると思うんですね、自治体病院としての役割として。そういう意味では、例えば中心地域における1次、2次の救急医療体制がどうあるべきなのかって話の整理が全くされてない。だから、行きたいときに行ったらええっていう話になっていきますと、受け皿がじゃあ十分できてるかっていう話になると、まだまだ御承知のとおり、経営と受け皿の問題ですから、救急医療体制を確保するっていうのは本当に赤字を覚悟でしていかなくちゃいかん、そういう状況にありますので、やっぱりきちっとこの医療政策——かかりつけ医制度もいいですけども、その辺もっと県に企業団としての言うべきことを筋を通して言っていたきたい。医療政策にかかわる分は県の重要な施策ですから、どういうところが欠けてる、どういうところをちゃんとフォローしてくれということをやっぴりちゃんと言って、バランスがとれるような、そういう推進をぜひお願いしたい。

それからもう一つは、今後規則改正、条例改正によりまして、企業長の権限が絶大ですよ。ある意味じゃ企業長の判断によって、方向性が誤れば大変な事態になってくる。そのくらい重大な問題だと思いますから、でき得ればそういう企業長の判断をするに当たって重要な政策課題については、一定諮問機関、審議機関等を設けて、幅広い意見を、県民、市民の意見を聞くような機能も働かせるようなこともひとつぜひ考えていただきたいし、特に労使関係については正常な、本当にお互いに話し合いによってきちっとできるような、そういう安定的な関係がつかれるように努力していただきたいと、そういうことを要望しときたい。

以上です。

○議長（元木益樹君） 要望でよろしいですね。

○5番（楠本正躬君） はい。

○4番（岡村康良君） 冒頭に企業長の話がありましたけど、いよいよ施設ができ上がってスタートするわけですけど、きょう中部の国際空港の関連の記事を見まして、当初の予算では7,680億円であったのが、関空とか成田と違って、この中部国際空港は50%地元資金が入ったっていうんですよ。そのことによって1,200億円ほどのコスト軽減図れたとい

う記事を見まして、ですから施設ができ上がったんですけども、これのいわゆる検証というんですか、当初は相当これシビアにやったと思うんですけども、実際でき上がった結果としてはどうなってるのかっていう、その全体像というのは今整理されてて、今後示してくださるといことなんですか、冒頭に言われたあいさつの中の。

○管理者（吉岡諄一君） 今そういう意味でいきましたら、そのハードの部分、本体ができ、その他施設ができて引き渡しをいただいたということになります。それから、SPCを通しまして機器の導入も一定図られて、残すべきものは先ほど言いましたように残してということですから、そういう部分については一定総括できると思います。その部分を一緒に整理をして、このPFI事業として、こういう方式を導入したことによって従来方式とどれだけの変化が生じたかと。PFI事業ではバリューフォーマネーがあるからPFI事業に事業選択していくということが原則ですので、そうしたことはできる限りその都度その都度明確にして、報告をして、今度はそのハードを使ったソフト運用を図っていくわけですから、先ほど楠本議員がおっしゃったように、いろいろな形で議会の御意見なんかをお伺いしながら、誤りのない運営をしていかなきゃならないということですので、当然のこと、前提としてできる限り早い時期にそうしたことも明らかにしていきたいというふうに考えてます。

○4番（岡村康良君） それで、せっかくのPFIでやって、初めてのことで、公営企業法の全部適用ということで、これ法に定められた予算、決算のあり方っちゃうのはきょう説明していただいたとおりでと思いますけど、例えば民間の病院だったら、予算とか決算のあり方って若干違うんじゃないかと思うんですね。ですから、民間の場合やったら将来発生する、うちで言えば債務負担行為ですか、こういうものなんかも全部見越して、そして一定期間で利潤を上げないきませんわね。だから、先ほど退職金の引当金も17年度7億円っていうのを3条と4条で上げる会計が違うということで、収益的収支に入るのか資本的収支に入るのかということで、最終的には収益的収支に入ったんですけど、ですからそういうものをきちっと見きわめていかんと、本来の目的が達せないと思うんですよ。健全経営じゃないといかんと思うんですが、この7億円も当年度、それから17年度7億円ですから、これ49億円ほどと言うてましたね。そういうものを、例えば連動バランスシートとか、できるだけわかりやすいもので示していただくっちゃうのは大事じゃないかなというふうに思うんですが、民間の病院経営とこのいわゆる予算、決算のあり方で違う面っていうのはどうなんですかね。できる限り民間の予算と決算のあり方に近いものを示していくっちゃうのが大事じゃないかなと、せっかくPFIでやっ取るわけですからね。今の公会計のあり方っていうのは相当批判があって、見にくいわけですからね。乖離してる部分があるんですよ、これ、実際の話が。そういうものをすべて出してですね、きちっと、やっていかないと、実際の病院の本来の経営の姿っていうのが健全なのかどうかが見にくくなってるというふうに思うんですけど、どうでしょうね。

ですから、法的なものは法的なものでええですが、3条や4条やて、それいいですけども、我々からいうたら3条であろうが4条であろうが、要るものは要るものでちゃんとここへ出てこないかんわけですから、歳出の方にですね。ですから、その辺どうなんでしょうね。別に示していただくようなものは考えておられますか。

○移行統括部長（長瀬順一君） できるだけわかりやすく見ていただくというのは大事なことだと思うんです。ただ、今具体的に胸を張ってこういう形でっていうふうにはお答えはよういたしません。国としても今の公営企業の会計は全体を見直そうということで動いておりますので、私どもとしては、その動きを踏まえてやりたいと思っております。

それともう一つは、PFI事業でパートナーとしてSPCも入っておるわけですから、そのあたりの持つてるノウハウの中で、民間の目から見たらこんな見せ方ができるんじゃないか、こんなことも意見としてもらえるだろうと思いますし、そういうことで工夫できることがあれば、国の動向いかににかかわらず、少しでもわかりやすくなるようにこれからもSPCと一緒に検討もしてみたいというふうに考えております。

○議長（元木益樹君） ほかに議案についての質疑は。

（「なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） それでは、続いてその他の項で質疑がありましたら。

○14番（牧 義信君） 現場を見せていただいた部分の中でちょっと気になったんで、1つはお酒問題、それから患者さんが行ったときのパネル操作とか、エレベーターもちょっと気になったんですね。エレベーター閉まらへんっていう、閉まるんですけど、ちょっとお金の勘定、院長は電気代って話しよったけど、でいいのかなあというふうにも思いましたんで、普通の住民があそこに行ったときに思う感じから見て、そこら辺どうなんだろう。例えばパネル操作の問題なんかも、そんなに長くおる場所やないし、教えてやったところにはもう出ていかないかんちゃうかという気もするし、特に高齢者は難しいであれ。という気がしましたがね。そこら辺はどうですか。

○理事（院長予定者）兼病院統括監（瀬戸山元一君） 3点ですね。まず、アルコールにつきましてですが、従来両病院と言わずにいろんな病院で、よく酒を飲んでいる患者さんがいらっしゃるという話もございます。それはそれとしまして、高知県の県民の文化っていうのは非常に酒文化があるわけですが、できるだけ入院生活に自分たちの日常の文化を持ち込んでいただくという趣旨——といえども今まで慣例的には酒は余りよくないということで禁止されていた部分がありますが、一応高知医療センターでもいわゆる酒は禁酒という格好になってます。

ただ、中には医療上必要であるとか、医療上これは構わないという場合に、主治医、担当医の許可のもとにお酒も飲んでもらうことがあるというような形でございますので、すべて酒は解禁です、だれでもどうぞっていう格好ではないということ。そのときに、やはり飲む場所とかということもあるでしょうし、ひょっとしたら食堂で横で、酒は嫌なのに

飲んでる人がおるとかということがあろう。そういうことも十分承知した上で、今後運用面で検討することは検討するというように我々は考えております。

2つ目のパネル操作なんですけど、確かにあれは簡単な内容にしましたが、やはり最初入っていただくとなかなか難しいので、そこに職員がどれだけ手を割いて御説明できるんだろうかという問題もございます。できれば、今病院ボランティアの方が140名ほど集まっていたきまして、いろいろ活動していただくという格好でやっていますが、そういう操作を自分たちが一緒になってやりたいという方もボランティアの中にいらっしゃいます。ただ、それをやってくださいというわけではないですので、問題については、今後おっしゃるように、一応操作は簡単でございますし、絵をさわってるうちにやれば変化していくことにはなるんですが、そういうことで今後お困りの方につきましては、そういうような形で職員なりその他の方々も含め一緒になってやっていこうというふうに考えてます。実際には1週間ぐらいでもうすぐ退院だからっていうときに、あれは使わなくともいけるような格好になっておりますので。ただ自分たちが見たいというところで、従来のテレビはスタッフできますので、そういうことを御承知おきいただきたいと思っております。

それから、エレベーターなんですけど、私も一応20年以上病院長させていただいて、大きな事故はないんですが、飛び込んでこられる患者さんが結構いらっしゃいます。乗ってる方は早く動きたい、しかし後の方々が乗せてほしい、こういうことがございまして、後者の方を医療センターでは選択をする必要があるんだろうということ、あくということでは当然でございますけれども、閉まるということについて余り慌てることはないだろうということ、一応一般の方についてはそういう安全も期しまして、閉めるということ、これももちろん経済性もあるんですが、その方向でとらせていただきました。

業務用のエレベーターと一般の患者さん用のエレベーターとを一応分離してる関係上、緊急で行くときには業務用を使いますので、そちらの方は全然問題なく動きますという形で我々は考えた次第です。御了解いただければ幸いです、こう思っております。

○7番（坂本茂雄君） 私、開院に当たって相当な混乱が想定されるんじゃないかということで非常に不安を感じてるわけです。で、実は先日の開院式の際に、宮内オリックスの社長ですか、CEOか、その方が言われてましたけども、開院後の試行錯誤は許されないと、デイワゴンから満足してもらわなければならないというふうに言い切ったわけですよ、宮内さんは。私はすごい自信だなあというふうに思いましたけども、本当に初日から満足してもらえるようなサービスを提供できるというふうな自信を持たれてるのかどうかというのがまず第一なんです。

というのは、先日も高知新聞の「読者テレホン」に出てたように、予約制の問題も含めて利用者の方からはいろんな不満が出てくる。例えば、先日高知市の「あかるいまち」に、利用というかいろんな医療センターのことが書かれてありますけれども、この中にもお待たせしないように予約制としていますが、あきがあれば予約がなくても受診可能という表

現があるんですね。これは一体——じゃあ例えば紹介患者でない人が、あきがあれば予約しなくても受診可能というのは、一度来なければならぬのか、電話でそのあきがあるのかどうかということを確認した上で行けるのかどうかとか、あるいは紹介状を持たない初診患者が午前中から診てもらえるのかどうかとか、そういういろんな疑問点に今医療センターとして何ら答えてないというふうに私は思うんですよ。

きのうテレビ報道がありましたけども、きのうからあしたまで今中央、市民にかかれてる方のリハーサルとかやってるみたいですけども、それなんかもあるレポーターが自分も患者になってみましたみたいなことでやってるけども、途中はカットされてますからあそこの部分はわからないですけども、相当あの動線の長い中を、検査室とかを行ったり来たりしてる状況が本当はある。そこらあたり本当に患者さんに負担がないのかどうかとかということを含めて、私は非常に3月1日開院に当たって、もっともっと利用者に対して、県民に対して、市民に対して周知しなければならないことがたくさんあるんじゃないかなあというふうに思うんです。そこらあたりをどれだけ丁寧にされていくつもりがあるのかどうか、そのところをお聞きしたいです。

とりわけ予約問題あるいは紹介なしの初診者の問題、さらにさっき、タッチパネルの話をしてたのは、病室のタッチパネルの話なんですかね、あれは。それ以外に、例えば自動支払機の問題にしても、みんながみんな自動支払機で本当に払えるのかなあと、思わぬ検査が必要になって、まあ言えば自動支払機にカードを入れたところ、お金の持ち合わせがないとかというようなことになったときに、一体どういうふうに対応されるのか。

あるいは、私はこんなこと勝手に思うてるんで、そういうことがなければいいですけども、今の現在の病院窓口であれば、一切お金を払わないと院外処方箋をくれませんかからお金は払うわけですよ。ところが、今度の医療センターでは、最終的に自動支払機を通るんじゃないかと。最終的に自動支払機を通るんだったら、それまでにすべて終わってれば、変な話、自動支払機を通らなくても出ていくことができる。普通は再診のときに精算をすればいいということはあるかもしれませんが、もし再診の必要のない患者だったら一体どうするのか。未収がふえるばかりじゃないとか、そんな心配もしたりするわけですね。

そういう点について、ちょっと今段階で医療センターに寄せられてるいろんな不安なんかについてどういうふうに対処しようとしていかれてるのかというのを明らかにしていただきたいということが1点です。

もう一点は、これ要望ですけども、これも交通アクセスの関係が非常にやっぱり問題になってると思うんです。実は私のところに寄せられた今度の医療センター開院に当たっての要望で、130件ほどはがきで要望をいただいたんですけども、その中の約3割がアクセスに対する不安なんです。で、先日新聞等でも報道されましたし、「あかるいまち」にも載ってるんですけども、一定市内の私鉄がバス路線を開通させるということで、便数

も相当あるようですけど、例えばじゃあ高知市でも駅が中心になってる、あるいは東と西のそれぞれの起点がありますけども、じゃあそれ以外の県民は一体その利便性をどう確保してくれるのか。あるいは高知市でも駅以北の人たちにとってはどうなのかというようなことなど含めて、約3割の方から交通アクセスに対する不安が寄せられてました。

そういう意味で、こないだの新聞報道ではこれで十分ではないだろうというような病院組合関係者のコメントも載ってましたけども、今後どれだけ交通アクセスの問題を解消していくための働きかけなんかを、それぞれの公共交通機関に対してされていくつもりはあるのかどうか、そこら辺についてお聞きしておきたいと思います。

○理事（院長予定者）兼病院統括監（瀬戸山元一君） 3月1日から実際に診療をフル稼働いたしますけれども、おっしゃるとおり外来診療につきましては、従来の病院とはまるで診療形態が異なりますので、そのところについても患者さんにも御迷惑をかけないようにしますが、職員たちの感覚もやはり非常に問題だということで、事前によるそういうことの訓練もまたしておかなくてははいけないだろうということで、いわゆる情報システムのリハーサルを全体5回させていただきましたが、そのときにはコンピューターシステムのみならず、いわゆる今おっしゃったような形の患者さんの誘導とか順番についての訓練もしたつもりでございます。

もう一つは外にどれだけの御案内をさせていただくのかというときに、実はこの高知医療センターは紹介型の病院でございますので、一般の県民、市民の方にああです、こうですという形のもの、今回は極力意識的に控えさせていただいております。つきましては、昨年12月から中央病院、市民病院の方で、どうしても医療センターの方でも引き続き診察させていただくという方については、予約票を発行させていただきまして、それなりの説明をさせていただいております。

しかし、それでも十分ではないということから、きのう、きょう、あした3日間通じまして、そういう方々に集まってきたきながら、不安だったらこういう形ですということで、受診の仕方も説明をさせていただくというのが現状でございます。

予約のあり方で、新聞紙上でも一応いたしましたけれども、私どもは紹介型病院というよりも、まずこの高知県民、市民の方々には、常日ごろいろんなことがあるだろうから、自分たちのかかりつけ医をお持ちくださいということを説明させていただいております。特殊疾患で両病院で今診察させていただいてますけれども、これにつきましては、それだけの場合であれば半年後あるいは1年後ということもあるでしょう。しかし、その方々が日常的にその疾患だけではない場合があります。日常病といひまして、風邪を引く場合もある、下痢する場合もあるわけです。そういう場合は、かかりつけの方で診てもらってくださいということですので、私たちの場合は今予約は3カ月ということに限定をさせていただきまして、6カ月後、1年後については一応かかりつけ医の方からその時点で御紹介いただくという格好で説明をさせていただいております。

また、予約制度が、これは確立いたしておりますけども、すべてのところに予約が入っているわけではありません。例えば、ある診察のそこへ行きますと、再診予約の方に時間帯がございまして、フリータイムといいまして、いわゆる予約の入っていない時間帯を必ず設定をしております。そのときに、今おっしゃったような形の予約のない患者さんが突然お見えになっても、これは当日診療予約という格好で、機器によって予約をさせていただくという格好になっておりまして、そういう方向です。それが混乱があるんじゃないかという御指摘のとおりでございまして、我々が非常に不安に思いますのは、その枠で全部消化し切れるかどうか、この問題は非常に今のところは問題もあるだろうと思っております。

それから、再来受付機、自動支払機並びに写真の撮影、これにつきましては一般の患者さんがなかなか慣れていられないということなので、今訓練をさせていただいてますが、それにつきましては先ほどのボランティアの方々も訓練を一応終えてまして、その方々も一緒になってやっていただくという格好で取り組んでる。

また、自動支払機につきましては、従来と少し異なりますが、これは従来の方法と同じでございまして。ホテルでチェックアウトするときには、寸前に物を食べようが買おうが、全部これはコスト計算ができておるのが現状でございまして。ところが、病院はなかなかそれができていなかったということですので、これはコンピューターシステムでできる限りそれをさせていただくということですので、人手を介さずに自動支払機の方で精算をさせていただくというわけです。そのときに、領収書兼例えば院外処方ですと院外処方のお薬のことも出るわけですから、そこを回らない限りは、今言ったことは未収金の方には一応原則的にはつながらないような形になっております。

ただ、再来受付機にいたしましても自動支払機にいたしましても、いわゆるそこが使えない方もいらっしゃいます。例えば医療保険上の問題ですと、医療保険証の確認ができていない場合については、再来受付機等はもちろん使えませんし、前回何らかの形で未収金が発生したような場合についても、一応これは受付の方に回っていただくように、再来受付機では通らないような形にシステム上はなっております。

また、この自動支払機におきましても、すべて自動支払機でできるとは私たちは思っておりません。例えばそれが使えない方はどうするんだという問題は、その方については人手を介してでも会計の方でやらせていただく。また、ホテルではすべてのことが非常に端的に計算ができる場合があるんでしょうが、現行の医療法上では、診療報酬上の中でどうしてもコンピューターを介してできないものがございます。そういう場合はもう人手を介するような会計をいたす、そんな形もございまして、そういう方向で取り組んでいくことを御了解賜われればと思っております。

○管理者（吉岡諄一君） 交通アクセスについて、今後働きかけを、要望できるんかどうかということですが、我々の方にも病院のスタッフの方からもそういう要望が来ております。そういう点については、さらに便数の拡充、あるいは時間帯、例えば夜の7時ではな

しに9時ごろを一番最後の便にしてほしいとかといったような形で来ておりますので、現在それらをまとめて、バス2社に対してそういう要望をして、できる限りにアクセスの確保に努めていきたいというふうに考えてますのでよろしくお願いします。

○7番（坂本茂雄君） 先ほど瀬戸山さんが言われた、今までもまたこれからもするつもりはないようなんですけど、一般県民、市民には広報を控えてきたと、病院の位置づけ上控えてきたという、それは私は不親切じゃないかと思えますよ。逆に言うと、そういう病院の位置づけも含めてきちんと知ってもらわなければいけないわけで、かかりたい患者さんがおったときに、診ないわけじゃないですよと、診るんですよということも言うてきました。けど、その方たちには、逆に言うときちんとお知らせをしようとしなないという姿勢は、これはおかしいと思うんですよ。その方だって、この病院の建設のためには税負担を同じようにされてるわけですから。

ただ、先ほど言われるようなこの病院の位置づけがあるということ、あるいは高知におけるかかりつけ医をもっと充実させていきたいというような思いがあるということは、それはわかるにしても、やはり県民、市民の方が本当にかかりたいと思ったときに、どういうふうにかかればいいのかということ、きちんと私は知らせておくべきだと思いますけども。

○理事（院長予定者）兼病院統括監（瀬戸山元一君） 説明の段階で言葉少なかったこと、申しわけないと思いますが、それは一般の県民、市民の方にどうぞおいでください、紹介状がなくてつもいいですよ、紹介状がない場合はこういう額でしますという形のもの控えさせていただいたということでございます。紹介型病院という機能病院ですので、それについては意識的に控えさせていただくということで、それは不親切ということであるならば、医療センターの性格、機能が変わってくると私たちは考えたからです。

ですから、そういうことで、紹介状なくってももちろん診させていただきますということはお話ししますが、そのときに、もしもそういう方がいらっしゃるならば、診療いたしますからどうぞおいでくださいという格好で県民、市民のすべての方に御案内しているわけではないということを御理解賜りたい、こういうに思ってます。もちろんお見えになりましたときには、こちらの方としては職員なり、またいろいろな対応の中でできるだけ支障がないような形の受診の形態をつくり上げたいということで努力しておるということでございます。

○7番（坂本茂雄君） これは言うときますけども、そういう不満は我々のところにどんどん来るんですよ。我々はそれに対して一生懸命説明しなければならぬんですよ。私らはもうこれからはそういう不満が来た場合には、どうぞもう瀬戸山さんのところへ全部お伺いしてくださいと、瀬戸山さんの姿勢がそういう姿勢やからということで私言いますんで。

○理事（院長予定者）兼病院統括監（瀬戸山元一君） それでも結構ですが、この医療セ

ンター自身は高知県内におけるかかりつけ医制度を推進させていただこうという立場がございませう。その中で私たちは対応させていただこうということですので、よろしく。

○7番（坂本茂雄君） いや、だからわかりました。もうわかりましたから、あなたの姿勢わかりました。

（「もう議事進行」と言う者あり）

○8番（下本文雄君） 両病院で使っておった医療機器、これはもちろんセンターで使えるものは移動するという事になったわけですが、それでもやっぱり結果として残る機器がかなりあるのではないかというふうに思いますし、当然かなり使えるものも残る可能性もありますよね。残る医療機器についての後の処理がどういうふうにしていくのかをひとつ聞きたいのと。

それから、内覧でかなりいろんな感想も上がってきてるとは思いますが、私も何人かからお話を聞いたんですが、1つは急性期の患者さん、入院の期間が非常に短いというそういう考えのもとに見るならば、図書館もあれだけの規模のものは本当に要るのかという声だとか、あるいはもちろん映画が見れる、そういう設備等が本当に必要だったのかという話なんかがありまして、こういう点についての問題点というか見解をお聞きしたいのと。

それから、私もよく気がつかんかったんですが、患者さん用のふろ、これはどういうふうになっておるのかと。使うにしては十分でないんじゃないかというふうな話が出ておったのと。

それからもう一つは、電子カルテ、これももう古いんじゃないかというお話もお聞きしました。というのは、パームというて、言うたら手のひらに乗る手帳程度のもん、それでもってすべてのいろんな情報のやりとりができるという時代にもう既に入っておって、アメリカなんかではかなり取り入れておるという状況もあると。なのに、そんなことは全く検討に上がらなかったのかという声なんかが上がっておりました。

そういう点の話をちょっと聞いたんで、できるならちょっとお答えを聞いておきたいなということですよ。

○理事（院長予定者）兼病院統括監（瀬戸山元一君） 図書室につきましては、これは従来よりも、職員だけじゃなくて患者さんにもお使いいただくような図書室だというふうに設定させていただいてるということでございます。

ふろにつきましては、先ほどの特室Aの中にはございませうが、ほかにありません。これは従来の経験ではもうほとんど入院患者さんは入浴されませう。入浴の中でやはり細菌感染と院内感染のいろんな問題があるということがございまして、医学的には入浴の必要性のある場合もありますけれども、それについてはどうするかという対応も我々としては考えているということでございます。

電子カルテにつきましては、決して古いとは思っておりませう。

○管理者（吉岡諄一君） 両病院の機器につきましては、必要なものについては新病院へ

移行するということを原則にしています。

それから、それでかなりまだ余るようですので、それについては医師会の方から、個別の医療機関の方で、できればお譲りを願いたいというような声がございますので、これは医師会の方と協議をいたしまして、リース等提示をして、ある期間限定をしてお譲りをすると。もちろんその際には有償でお願いをするということで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（元木益樹君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長（元木益樹君） これより採決に入ります。

議第1号平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号高知県・高知市病院企業団の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号高知県・高知市病院組合公告式条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号高知県・高知市病院組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号高知県・高知市病院組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号高知県・高知市病院組合管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号高知県・高知市病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



規則議案、採決

○議長(元木益樹君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

(提出書 巻末45ページに掲載)

その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

○議長(元木益樹君) 日程第4、議発議第1号高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案については、お手元に資料をお配りいたしてありますが、妥当な内容のものであると思われま。よって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直

ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(元木益樹君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発議第1号高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(元木益樹君) 以上をもって、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会のあいさつ

○議長(元木益樹君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は実質開院初年度となります平成17年度病院事業会計予算を初め、企業団への移行に伴う条例整備など、極めて重要な議会でありました。執行部は、本日の各議員から出されました貴重な御意見等を今後の病院経営に生かしていただきますよう要請しておきます。特に予算につきましては、費用対効果の視点に立ち、最大限の成果が得られるよう努力していただきたいと思っております。

さて、いよいよ高知医療センターが開院いたします。各議員及び執行部の皆さんには、県民、市民のためのよりよい医療の提供に向けて、一層の御活躍をお願い申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

これより管理者のごあいさつがあります。

吉岡管理者。

○管理者(吉岡諄一君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまそれぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

御審議の過程でいただきました御意見や御提言は十分心に銘じ、今後の高知医療センターの運営に努めてまいりたいと存じます。

議員の皆様方には一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、私からの閉

会のごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（元木益樹君） これをもちまして、平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会いたします。

午後0時20分 閉会

高知県・高知市病院組合議会議長 元木 益樹 様

高知県・高知市病院組合管理者 吉岡 諄一 印

議案の提出について

平成17年 2月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算
- 議第2号 平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算
- 議第3号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例議案
- 議第4号 高知県・高知市病院企業団の一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案
- 議第5号 高知県・高知市病院組合公告式条例の一部を改正する条例議案
- 議第6号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 議第7号 高知県・高知市病院組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 議第8号 高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 議第9号 高知県・高知市病院組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 議第10号 高知県・高知市病院組合管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 議第11号 高知県・高知市病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 議第12号 高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 議第13号 高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案

規則議案の提出について

平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会に「高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則」議案を別紙のとおり提出します。

平成17年2月17日

高知県・高知市病院組合議会議長 元木 益樹 様

提出者 高知県・高知市病院組合議会議員 池 脇 純 一

同 朝比奈 利 宏

同 牧 義 信

同 坂 本 茂 雄

同 樋 口 秀 洋

同 高 野 光二郎

同 西 森 潮 三

規則議案の提出について

平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会に「高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則」議案を別紙のとおり提出します。

平成17年2月17日

高知県・高知市病院組合議会議長 元木 益樹 様

提出者 高知県・高知市病院組合議会議員 岡 村 康 良

同 楠 本 正 躬

同 下 元 文 雄

同 水 口 晴 雄

同 西 村 和 也

同 今 西 清

同 西 森 潮 三

平成17年2月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第1号	平成17年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計 予算	原案可決	17.2.17
第2号	平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補 正予算	〃	〃
第3号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例議案	〃	〃
第4号	高知県・高知市病院企業団の一般職の任期付職員の 採用等に関する条例議案	〃	〃
第5号	高知県・高知市病院組合公告式条例の一部を改正す る条例議案	〃	〃
第6号	高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正 する条例議案	〃	〃
第7号	高知県・高知市病院組合職員の分限に関する手続及 び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	高知県・高知市病院組合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第9号	高知県・高知市病院組合報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第10号	高知県・高知市病院組合管理者の給与に関する条例 の一部を改正する条例議案	〃	〃
第11号	高知県・高知市病院組合病院事業の設置等に関する	〃	〃

	条例の一部を改正する条例議案		
第12号	高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第13号	高知県・高知市病院企業団規約の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案	〃	〃
議発第1号	高知県・高知市病院組合議会会議規則の一部を改正する規則	〃	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 員

議 員

議 員